

## 大和大学白鳳短期大学部学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び大和大学白鳳短期大学部学則(以下「学則」という。)第38条の規定に基づき、大和大学白鳳短期大学部(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

### (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

- (1) こども教育学
- (2) 看護学
- (3) リハビリテーション学

### (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第38条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第4条 大学協議会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

- 2 教授会は、学長の求めに応じ、前項の報告に基づいて、学位授与に関して意見を述べることができる。
- 3 学長は、第1項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

### (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「大和大学白鳳短期大学部」と付記するものとする。

### (学位授与取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

### 附則

- ・この規程は、平成18年2月10日から施行する。
- ・この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については従前の学位規程を適用する。
- ・この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、大学名称の変更については、全学年の学生に適用する。
- ・この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。